

特定健康診査・特定保健指導の実施に係る 個人情報の利用にあたっての同意について

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）では、個人情報の目的外利用や第三者に提供する場合は、本人の同意を得ることとされております。

名古屋木材健康保険組合では、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、平成 20 年度よりメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導が義務付けられたことに伴い、対象者に対し特定健康診査・特定保健指導を実施しております。このため、当該事業の円滑な実施のため、個人情報を以下のとおり利用する場合があります。

●被保険者

- ① 特定健康診査結果（以下「健診結果」という。）について、当健保組合の保健師が特定保健指導を実施する際に利用することがあります。
- ② 特定保健指導を外部の事業者へ業務委託して実施する際、対象者の名簿と健診結果を書面または電子データにて当該事業者へ情報提供することがあります。
- ③ ②について、特定保健指導の対象者名簿を被保険者が所属する事業主に対して書面または電子データにて情報提供することがあります。

●被扶養者（任意継続被保険者を含む）

- ① 特定保健指導を外部の事業者へ業務委託して実施する際、対象者の名簿と健診結果を書面または電子データにて当該事業者へ情報提供することがあります。

これらにつきまして、ご本人から特段のお申し出がない場合は、「同意（黙示）」いただいたものとして上記のとおり個人情報を取り扱いますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

なお、同意されない方につきましては、当健保組合までお申し出ください。